

平成 3 0 年度

福島県立会津支援学校

高等部入学者選抜募集要項



福島県立会津支援学校

〒965 - 0006

会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原 1 0 2 番地

TEL 0 2 4 2 - 3 2 - 2 2 4 2

FAX 0 2 4 2 - 3 2 - 6 0 7 9

福島県立会津支援学校高等部の入学者選抜は、「平成30年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」（以下「実施要綱」という）によって実施する。

I 前期選抜

I 高等部設置学科・教育内容等

1 課程・学科、修業年限

- (1) 課程・学科 全日制・普通科
- (2) 修業年限 3年

2 教育内容

「特別支援学校高等部学習指導要領」に基づき、本校で定めた教育課程により教育を行う。

II 入学者募集

1 募集定員 若干名

2 出願資格

- (1) 学校教育法施行令第22条の3に定められた障がい（知的障がい）のある者で、特別支援学校の中学部、中学校、若しくはこれに準ずる学校、若しくは義務教育学校、若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という）を卒業又は修了した者、あるいは平成30年3月卒業見込み又は修了見込みの者（以下「卒業生及び卒業見込みの者」という）。
- (2) 県立高等学校Ⅰ期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という）の合格内定者は、高等部前期選抜に出願することはできない。

3 募集範囲

原則として県下一円とする。ただし、福島県立会津支援学校に通学が可能な範囲に在住する者。

III 出 願

1 出願方法

- (1) 中学部又は中学校卒業生及び卒業見込みの者は、在学（出身）学校長を通して、福島県立会津支援学校長に出願する。
- (2) 上記（1）以外の者は、直接、福島県立会津支援学校長に出願する。

2 併願の取扱い

同一人が同時に二つ以上の県立特別支援学校高等部及び県立高等学校に出願することは認めない。

3 出願期間

平成30年2月14日（水）から2月19日（月）までとする。ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

受付時間は午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

4 出願に必要な書類

(1) 入学願書（本校所定のもの）

(2) 高等部入学志願に関する調査書（実施要綱様式第2号及び第3号。以下「調査書」という）

① 提出期間 平成30年2月23日（金）から2月26日（月）までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

② 受付時間 受付時間は午前9時から午後4時までとする。

③ 年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除することができる。

(3) 学校教育法施行令第22条の3に定められた障がい（知的障がい）のあることを証明する書類（「療育手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など）を出願時に添付して提出のこと。

ただし、福島県立会津支援学校中学部から出願する場合は必要としない。

(4) 在学（出身）学校長は、入学願書を提出するとき、実施要綱様式第4号により志願者名簿を添付する。

(5) 入学検定料は徴収しない。

5 願書受付

出願書類を受け付けた後、受験番号を記入した受験票を交付する。福島県立会津支援学校長は、入学願書

を精査し、記載した事項に虚偽があるときは、入学願書の受け付けを取り消すことができる。

6 出願先変更

- (1) 出願者は、平成30年2月20日（火）から2月22日（木）までの期間内で、1回に限り、出願先を変更することができる。受付時間は、出願の場合と同様とする。
- (2) 出願先を他の高等部又は県立高等学校へ変更する場合は、前期選拔出願先変更承認書交付願（実施要綱様式第6号）を在学（出身）学校長を通して、福島県立会津支援学校長に提出する。その際に前期選拔出願先変更承認書及び前期選拔出願先変更連絡書を交付する。
- (3) 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期選拔出願先変更承認書及び前期選拔出願先変更連絡書を添えて、変更先の特別支援学校長又は県立高等学校長に提出する。
ただし、出願先を県立高等学校に変更する場合は、入学願書及び受験票用紙は、県立高等学校用のものをうい、入学検定料納付済証明書を添付する。
なお、中学部又は中学校卒業生及び卒業見込みの者以外の者については、直接、出願先の特別支援学校長又は県立高等学校長に提出する。
- (4) すでに交付を受けた受験票は返還する。

7 出願の取消し

- (1) 中学部又は中学校卒業生及び卒業見込みの者が出願を取り消す場合は、出願取消届（実施要綱様式第9号）を在学（出身）学校長を通して、福島県立会津支援学校長に提出する。
- (2) 中学部又は中学校卒業生及び卒業見込みの者以外の者については、出願取消届を直接、福島県立会津支援学校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、福島県立会津支援学校長に受験票を返還する。

IV 入学者選抜

1 選抜方法

調査書、学力検査の成績及び面接の結果を資料とし、総合的に判定する。

2 学力検査及び面接の期日、場所、内容

- (1) 期日 平成30年3月8日（木）
- (2) 場所 福島県立会津支援学校
- (3) 内容

①「学力検査」

B型：国語、数学、作業・運動能力検査

（中学部又は中学校で国語、数学の教科を位置付けた教育課程を履修した者）

C型：ア 自立活動の諸検査

（中学部又は中学校で各教科等を合わせた指導を主とした教育課程を履修した者）

イ 自立活動の諸検査及び行動観察

（中学部で自立活動を主とした教育課程を履修した者）

②「面接」

3 日程

B型

検査実施時刻	内容
8：00 ～ 8：30	受付
8：30 ～ 8：40	全体説明会
8：40 ～ 9：00	移動
9：00 ～ 9：20	国語
9：20 ～ 9：40	数学
(着替え、休憩 20分)	
10：00 ～ 10：40	作業・運動能力検査
(着替え、休憩 20分)	
11：00 ～ 11：30	面接

C型

検査実施時刻	内容
8 : 0 0 ～ 8 : 3 0	受 付
8 : 3 0 ～ 8 : 4 0	全体説明会
8 : 4 0 ～ 9 : 0 0	移 動
9 : 0 0 ～ 9 : 4 0	ア 自立活動の諸検査 イ 自立活動の諸検査及び行動観察
(休憩 1 5 分)	
9 : 5 5 ～ 1 0 : 2 5	面 接

4 合格者発表

- (1) 平成30年3月14日（水）正午以降に福島県立会津支援学校において発表する。
- (2) 合格者に対し、合格通知書を交付する。その際は、受験票を提出すること。電話による問い合わせには応じない。

5 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（実施要綱様式第11号）を在学（出身）学校長を通して、福島県立会津支援学校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業生及び卒業見込みの者以外の者については、直接、福島県立会津支援学校長に提出する。

V その他

1 教育相談

福島県立会津支援学校高等部を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに福島県立会津支援学校において実施する教育相談を受けるものとする。

2 入学者選抜当日の持参品

受験票、マスク、運動靴（上履き）、B型受験者のみ筆記用具と運動着

3 問い合わせ

不明な点があれば、福島県立会津支援学校に電話で問い合わせる。

Ⅱ 後期選抜

Ⅰ 高等部設置学科・教育内容等

1 課程・学科、修業年限

- (1) 課程・学科 全日制・普通科
- (2) 修業年限 3年

2 教育内容

「特別支援学校高等部学習指導要領」に基づき、本校で定めた教育課程により教育を行う。

Ⅱ 入学者募集

1 募集定員 若干名

2 出願資格

学校教育法施行令第22条の3で定められた障がい（知的障がい）のある者で、特別支援学校の中学部、中学校、若しくはこれに準ずる学校、若しくは義務教育学校、若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という）を卒業又は修了した者、あるいは平成30年3月卒業見込み又は修了見込みの者（以下「卒業生及び卒業見込みの者」という）及び原則として次の（1）～（3）による。

- (1) 県立高等学校Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜、連携型選抜、高等部前期選抜のいずれかを受験している者。
- (2) 県立高等学校Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜、連携型選抜、高等部前期選抜のいずれかに出願したが、特別の事情で受験できなかった者。
- (3) 他県から転入のため、高等部前期選抜に出願できなかった者。

なお、県立高等学校Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜、連携型選抜、高等部前期選抜のいずれかにおいて合格した者は、高等部後期選抜に出願することはできない。

3 募集範囲

原則として県下一円とする。ただし、福島県立会津支援学校に通学が可能な範囲に在住する者。

Ⅲ 出 願

1 出願方法

- (1) 中学部又は中学校卒業生及び卒業見込みの者は、在学（出身）学校長を通して、福島県立会津支援学校長に出願する。
- (2) 上記（1）以外の者は、直接、福島県立会津支援学校長に出願する。

2 併願の取扱い

同一人が同時に二つ以上の県立特別支援学校高等部及び県立高等学校に出願することは認めない。

3 出願期間

平成30年3月15日（木）から3月16日（金）までとする。

受付時間は午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

4 出願に必要な書類

- (1) 入学願書（本校所定のもの）
- (2) 高等部入学志願に関する調査書（実施要綱様式第2号及び第3号。以下「調査書」という）
 - ① 提出期間 平成30年3月15日（木）から3月16日（金）までとする。
 - ② 受付時間 受付時間は午前9時から午後4時までとする。最終出願日は午前9時から正午までとする。ただし、調査書は、入学願書に添付して提出する。
 - ③ 年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除することができる。
- (3) 学校教育法施行令第22条の3に定められた障がい（知的障がい）のあることを証明する書類（「療育手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など）を出願時に添付して提出のこと。ただし、福島県立会津支援学校中学部から出願する場合は必要としない。
- (4) 在学（出身）学校長は、入学願書を提出するとき、実施要綱様式第4号により志願者名簿を添付する。
- (5) 入学検定料は徴収しない。

5 願書受付

出願書類を受け付けた後、受験番号を記入した受験票を交付する。福島県立会津支援学校長は、入学願書を精査し、記載した事項に虚偽があるときは、入学願書の受け付けを取り消すことができる。

6 出願先変更

- (1) 出願者は、平成30年3月19日（月）に、1回に限り出願先を変更することができる。受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに在学（出身）学校長からの協議があり、出願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

- (2) 出願先を他の高等部又は県立高等学校へ変更する場合は、後期選抜出願先変更願（実施要綱第5－3号）、新たに作成した入学願書、受験票用紙及び調査書を在学（出身）学校長を通して、変更先の特別支援学校長又は県立高等学校長に提出する。

ただし、出願先を県立高等学校に変更する場合は、出願先変更願、入学願書及び受験票用紙は、県立高等学校用のものを用い、入学検定料納付済証明書用紙を添付する。

なお、中学部又は中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、出願先の特別支援学校長又は県立高等学校長に提出する。

- (3) 出願先変更希望者のいる学校長は、福島県立会津支援学校長に後期選抜出願先変更者名簿（実施要綱様式第12号）を持参又はFAXで送付すると同時に電話で連絡する。

- (4) すでに交付を受けた受験票は返還する。

7 出願の取消し

- (1) 中学部又は中学校卒業者及び卒業見込みの者が出願を取り消す場合は、出願取消届（実施要綱様式第9号）を在学（出身）学校長を通して、福島県立会津支援学校長に提出する。

- (2) 中学部又は中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、出願取消届を直接、福島県立会津支援学校長に提出する。

- (3) 出願を取り消す者は、福島県立会津支援学校長に受験票を返還する。

IV 入学者選抜

1 選抜方法

調査書、面接の結果に加えて、小論文（作文）又は自立活動の諸検査の結果を資料とし、総合的に判定する。

2 小論文（作文）又は自立活動の諸検査及び面接の期日、場所、内容

- (1) 期日 平成30年3月22日（木）

- (2) 場所 福島県立会津支援学校

- (3) 内容

① 「小論文（作文）又は自立活動の諸検査」

B型：小論文（作文）

（中学部又は中学校で国語、数学の教科を位置付けた教育課程を履修した者）

C型：ア 自立活動の諸検査

（中学部又は中学校で各教科等を合わせた指導を主とした教育課程を履修した者）

イ 自立活動の諸検査及び行動観察

（中学部で自立活動を主とした教育課程を履修した者）

② 「面接」

3 日程

B型

検査実施時刻	内容
8：00 ～ 8：30	受付
8：30 ～ 8：40	全体説明会
8：40 ～ 9：00	移動
9：00 ～ 9：40	小論文（作文）
（休憩 20分）	
10：00 ～ 10：30	面接

C型

検査実施時刻	内容
8 : 0 0 ～ 8 : 3 0	受 付
8 : 3 0 ～ 8 : 4 0	全体説明会
8 : 4 0 ～ 9 : 0 0	移 動
9 : 0 0 ～ 9 : 4 0	ア 自立活動の諸検査 イ 自立活動の諸検査及び行動観察
(休憩 15分)	
9 : 5 5 ～ 1 0 : 2 5	面 接

4 合格者発表

- (1) 平成30年3月23日（金）正午以降に福島県立会津支援学校において発表する。
- (2) 合格者に対し、合格通知書を交付する。その際は、受験票を提出すること。電話による問い合わせには応じない。

5 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（実施要綱様式第11号）を在学（出身）学校長を通して、福島県立会津支援学校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業生及び卒業見込みの者以外の者については、直接、福島県立会津支援学校長に提出する。

V その他

1 教育相談

福島県立会津支援学校高等部を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに福島県立会津支援学校において実施する教育相談を受けるものとする。

2 入学者選抜当日の持参品

受験票、マスク、運動靴（上履き）、B型受験者のみ筆記用具

3 問い合わせ

不明な点があれば、福島県立会津支援学校に電話で問い合わせる。

案内図

